平成２８年（フ）第２７６号
茨城県那珂市後台3372番地１
破産者　株式会社ＴＲＹ
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９３４号
東京都八王子市館町31番地１タクラヴィラＢ102号
破産者　大神田圭佑
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７４号
岐阜市福住町２丁目４番地１
破産者　有限会社ヤマザキ
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０８号
岐阜県瑞穂市生津外宮東２丁目95番地
破産者　株式会社リスタートＷ
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
静岡県浜松市浜北区高薗261番地
破産者　有限会社小杉研磨
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４７５号
静岡県浜松市中区板屋町２シティータワー浜松106
破産者　和睦株式会社
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７００号
京都市伏見区下鳥羽南柳長町67番地
破産者　株式会社みやこ工芸社
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９４号
京都市右京区花園寺ノ内町２番地39、商業登記簿上の本店所在地京都市上京区元北小路町156グランパレ１階
破産者　有限会社デジウェーブ
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５３号
岡山県瀬戸内市邑久町北池169番地、旧住所岡山県赤磐市二井211番地
破産者　**𠮷**岡　　浩
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１１号
広島市中区江波栄町13番17号
破産者　株式会社利保
１　決定年月日　平成29年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２０５号
山梨県甲斐市富竹新田1128番地　名取ハイツＢ101、他の住所東京都日野市神明２－10－１　土方マンション　0303号室
破産者　伊藤　醇一
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７７号
山梨県笛吹市石和町中川13番地２　サンハイツＡ102、前住所山梨県笛吹市一宮町末木741番地
破産者　堀内　敏行
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
長崎県佐世保市江迎町田ノ元503番地27、前住所長崎県平戸市生月町山田免495番地
破産者　西　　明子
１　決定年月日　平成29年４月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１００号
茨城県日立市田尻町７丁目９番30－203号、前住所茨城県日立市宮田町５丁目２番22号
破産者　萩谷　一寿
１　決定年月日　平成29年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１３３号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目10番７号
破産者　脇田　　実
１　決定年月日　平成29年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目10番７号
破産者　脇田美智子
１　決定年月日　平成29年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８５号
茨城県つくば市沼田1982番地
破産者　國松　勝男
１　決定年月日　平成29年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
茨城県つくば市小田2525番地
破産者　國松　はる
１　決定年月日　平成29年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２５７号
茨城県つくば市みどりの１丁目１番地４　グランドパレスＮＳ－10　607号
破産者　丸山志津代（旧姓田中）
１　決定年月日　平成29年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１９号
埼玉県加須市北小浜264番地１　ラヴィ・ドリーム107
破産者　木村　由香
１　決定年月日　平成29年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係